

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 2 月 12 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 7 号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

本則（第 3 条を除く。）及び様式（様式第 41 号、様式第 42 号及び様式第 48 号を除く。）中「出納長等」を「会計管理者等」に、「出納長」を「会計管理者」に、「岩手県出納長」を「岩手県会計管理者」に、「岩手県出納長等」を「岩手県会計管理者等」に改める。

改正前					改正後				
(合議)					(合議)				
第 3 条 次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に定める区分に応じ、それぞれ同欄に定める者に合議しなければならない。					第 3 条 次の表の左欄に掲げる事項については、同表の右欄に定める区分に応じ、それぞれ同欄に定める者に合議しなければならない。				
合議事項	合議区分				合議事項	合議区分			
	本 庁			出先機関		本 庁			出先機関
	出納長	副出納長	出納局指導審査担当課長である出納員	管理主幹等である出納員		会計管理者	出納局指導審査担当課長である出納員	管理主幹等である出納員	
1	収入支出に直接関係のある条例、規則、訓令及び告示の制定又は改廃	全部			1	収入支出に直接関係のある条例、規則、訓令及び告示の制定又は改廃	全部		
2	私人に対する歳入の徴収又は収納の事務の委託及び支出の事務の委託		全部		2	私人に対する歳入の徴収又は収納の事務の委託及び支出の事務の委託	全部		
3 収入	(1) 財産収入 不動産売払収入（1 件の金額 7,000 万円以上のものとし、土地については、20,000 平方メートル以上のものに限る。）	全部			3 収入	(1) 財産収入 不動産売払収入（1 件の金額 7,000 万円以上のものとし、土地については、20,000 平方メートル以上のものに限る。）	全部		
	(2) 寄附金（負担付きの寄附金に限る。）	全部				(2) 寄附金（負担付きの寄附金に限る。）	全部		
	(3) 分担金及び負担金（市町村に対する負担金に限る。）	全部					(3) 分担金及び負担金（市町村に対する負担金に限る。）	全部	
4 支出負担行為	(1) 工事請負費	1 件の金額 5 億円以上			4 支出負担行為	(1) 工事請負費	1 件の金額 5 億円以上		
	(2) 委託料		1 件の金額 1 億 5,000 万円以上	[略]		(2) 委託料	1 件の金額 1 億 5,000 万円以上		[略]
	(3) 公有財産購入費 物品の購入費	1 件の金額 7,000 万円以上		[略]			(3) 公有財産購入費 物品の購入費	1 件の金額 7,000 万円以上	

(4) 負担金、補助及び交付金、貸付金(条例又は規則等により額の定まっているものを除く。)補償、補填及び賠償金 投資及び出資金		1件の金額1億5,000万円以上	[略]
5 債務負担行為に係る債務保証及び損失補償	全部		
6 権利の放棄及び不納欠損	全部		

2 前項の規定にかかわらず、副出納長又は出納局指導審査担当課長である出納員の合議事項とされているもののうち特に重要と認められるものについては、出納長又は副出納長に合議しなければならない。

3 [略]

様式第41号(第36条、第38条―第43条、第60条、第64条、第177条関係)

[略]

決裁権者					発議者
<u>出納長</u>	<u>副出納長</u>	<u>出納員</u>	<u>出納員補佐</u>		発議者

[略]

様式第42号(第38条―第43条、第60条、第64条、第177条関係)

[略]

決裁権者					発議者
<u>出納長</u>	<u>副出納長</u>	<u>出納員</u>	<u>出納員補佐</u>		発議者

[略]

様式第48号(第56条、第64条、第177条関係)

[略]

決裁権者					発議者
<u>出納長</u>	<u>副出納長</u>	<u>出納員</u>	<u>出納員補佐</u>		発議者

[略]

(4) 負担金、補助及び交付金、貸付金(条例又は規則等により額の定まっているものを除く。)補償、補填及び賠償金 投資及び出資金		1件の金額1億5,000万円以上	[略]
5 債務負担行為に係る債務保証及び損失補償	全部		
6 権利の放棄及び不納欠損	全部		

2 前項の規定にかかわらず、出納局指導審査担当課長である出納員の合議事項とされているもののうち特に重要と認められるものについては、会計管理者に合議しなければならない。

3 [略]

様式第41号(第36条、第38条―第43条、第60条、第64条、第177条関係)

[略]

決裁権者					発議者
<u>会計管理者</u>	<u>出納員</u>	<u>出納員補佐</u>			発議者

[略]

様式第42号(第38条―第43条、第60条、第64条、第177条関係)

[略]

決裁権者					発議者
<u>会計管理者</u>	<u>出納員</u>	<u>出納員補佐</u>			発議者

[略]

様式第48号(第56条、第64条、第177条関係)

[略]

決裁権者					発議者
<u>会計管理者</u>	<u>出納員</u>	<u>出納員補佐</u>			発議者

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

- 1 この規則は、平成 20 年 2 月 13 日から施行する。
- 2 この規則による改正前の会計規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。